

公益社団法人全国自治体病院協議会 役員退任慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）が退任した場合の退任慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退任慰労金の支給)

第2条 役員が退任した場合には、理事会の決議により退任慰労金を支給する。
2 役員が死亡により退職したときには、その者と生計を一にしていた遺族に退任慰労金を支給する。

(退任慰労金の算定基準)

第3条 退任慰労金の額は、別表に定めるとおりとする。
2 前項に規定の退任慰労金の額は、その職務実績に応じ、理事会の決議により変更することができる。

(支給方法)

第4条 退任慰労金は、前条に規定する支給全額を、通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき退任慰労金から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。
2 本人がその退任慰労金につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 公益法人の設立時において、従前から引き続いて当該役員に就任した場合の当該就任前の期間は、通算して算出するものとし、他の役職に引続き就任した場合は、すべての役職を退任したときに支給する。
- 3 この規程の施行の日をもって、役員退職せん別金に関する規程（昭和52年制定）は、廃止する。

別表 (第3条関係)

退任慰労金の額

役 職	退任慰労金算出の基礎	備 考
会 長	15万円に任期数を乗じた額	任期の途中で就任し、 又は退任した場合は、 それぞれの任期を半 期とみなす。
副 会 長	8万円に任期数を乗じた額	
常務理事	5万円に任期数を乗じた額	
理 事	3万円に任期数を乗じた額	
監 事	3万円に任期数を乗じた額	